

## 9月20日～26日は動物愛護週間

動物愛護週間は、命ある動物の愛護と適正な飼育について、皆さんの関心と理解を深めるためにあります。この機会に身近にいる動物について考えてみましょう。

### 【犬の飼い主さんへ】

#### ▷愛犬の登録をしましょう

犬は生後91日以上になったら登録が必要です。また、狂犬病の発生を防ぐため、年1回予防注射を行うことが義務付けられています。

#### ▷トイレマナーをしっかりと

トイレは自宅で済ませるのがマナーですが、散歩に行くときは必ずスコップや袋、水を持って、ふん尿の後始末をしましょう。

#### ▷しつけをしましょう

ほえ癖やかみ癖などで周囲に迷惑を掛けないように、しっかりしつけをしましょう。

### 【猫の飼い主さんへ】

#### ▷屋内飼育をしましょう

猫は飼い主の知らないところで、ふん尿などの迷惑を掛けているかもしれません。屋内飼育に努めましょう。また、飼い主の分からない猫に餌を与えることは、その地域に猫が増える原因になるため、安易に与えないようにしてください。

#### ▷首輪と名札を忘れずに

飼い猫であることを示すために、飼い主の電話番号や名前を書いた名札を首輪に付けましょう。

#### ▷不妊・去勢手術を受けさせましょう

繁殖を望まない場合には、飼い主の責任で繁殖制限をしてください。

## 野焼きは禁止 ごみは燃やさないで

野焼きの際に発生する臭いや煙によって「洗濯物が干せない」などの苦情が寄せられています。廃棄物(ごみ)を野外で燃やす「野焼き」は、法律により禁止されています。一部の例外規定はありますが、ごみは燃やさず、指定された集積所に出すか、環境センターへ持ち込んでください。

### 野焼き禁止の例外規定（抜粋）

▷農林業を営む上で発生する刈草などの焼却

※家庭菜園は例外規定に当たりません

▷どんど焼きなど、風俗習慣上の行事における焼却

※上記の場合でも、風向きや時間帯に注意し、周囲に迷惑を掛けないよう、近所の方に声を掛けるなどの最低限のマナーを守りましょう



## 狂犬病の予防注射はお済みですか

今年度の狂犬病予防注射の接種確認ができていない飼い主の方に、東濃西部広域行政事務組合から10月中に「狂犬病予防注射のお知らせ(再通知)」のはがきが送られます。このお知らせが届いた方は、該当する項目に従って手続きをしてください。

#### ▷予防注射が済んでいない

はがきと愛犬登録証を持って、動物病院で予防注射を受け、注射済票の交付申請(手数料550円)をしてください。

#### ▷愛犬が亡くなったが、手続きが済んでいない

はがきの「犬の死亡(抹消)届」欄に必要事項を記入し返送してください(切手不要)。または鑑札および注射済票を持って、生活環境課または支所で死亡の手続きをしてください。

#### ▷予防注射は済んだが、注射済票の交付申請が済んでいない

はがきと愛犬登録証、動物病院で発行された「狂犬病予防注射済証」を持って、生活環境課または支所で注射済票の交付申請(手数料550円)をしてください。

※はがきに心当たりのない方は、東濃西部広域行政事務組合(☎27150)まで連絡してください



▲ 狂犬病予防注射済証

問 生活環境課(内線177)